

(別添3)

地域の介護等事業者の経営管理連携推進モデル事業実施要領

(1) 事業の目的

本事業は、地域の介護等事業者の経営・労務管理等に係る優良又は先駆的な事例に係る分析・検証や、複数の介護等事業者の連携・共同による人材育成や人事交流等の取組の実施を通し、経営・労務管理の改善に資する好事例の横展開を図るとともに、職員処遇、勤務環境の改善や人材育成システムの構築など、介護人材等がそのキャリア志向等に応じて生涯働き続けることのできる職場づくりの推進を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（以下「都道府県等」という。）若しくは都道府県等が適当と認める法人であって、当該都道府県管内に所在し、かつ、次に掲げるいずれかの事業又はサービス等を実施するもの（以下「介護等事業者」という。）とする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業又は同条第26項に規定する施設サービス

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業若しくは同法第7条第2項に規定する障害児入所支援

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第5項に規定する保育所等若しくは同条第6項に規定する認定こども園を運営する事業又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業

(3) 事業内容

(2)の実施主体が行う、次のア及びイに掲げる取組を一体的に行う事業の実施に当たり必要となる費用について、別に定める基準額の範囲内で全部又は一部を補助する。

ア 都道府県等の管内の介護等事業者が行う経営・労務管理に係る好事例の収集・分析・検証等

イ 複数の介護等事業者（3以上の介護等事業者をいう。）の共同による人材育成・人事交流等の実施

なお、ア及びイの取組を実施するに当たって、他の法人に委託をすることにより事業効果の向上が見込まれる場合には、実施主体は本事業の一部を民間の調査研究機関又は人事コンサルタント企業等に委託することができるものとする。

（4）事業例

（1）の目的を達成するための取組としては、地域の介護等事業者による創意工夫を活かした多様な取組が想定されるが、以下のような事業実施例が考えられるので参考とされたい。

ア 優れた人材育成戦略の共有のための複数の介護等事業者に対する合同研修の実施

優れた人材育成を行う介護等事業者の取組を収集・分析し、マニュアル化等を行った上で、当該介護等事業者の人事・労務管理担当者を講師に招いた研修会を実施するなど、その助言のもと、その他の複数の介護等事業者も含めた試行的な取組を行い、その導入成果や導入に当たってのボトルネック等について分析・検証する。

イ 事業者参画型ワークショップの実施

複数の介護等事業者の人事・労務管理担当者を集め、採用戦略や人材育成戦略に係る課題や改善方を議題としたワークショップを開催するとともに、ワークショップにより得られた知見を活かした取組を介護等事業者において実践し、次回のワークショップで報告するといったプロセスについて、本事業を実施する年度の間、継続的に反復することを通じて、効果的な人事・労務管理手法の開拓と、その導入成果や導入に当たってのボトルネック等について分析・検証する。

ウ 複数法人の労務管理の共有化

複数の介護等事業者において、給与制度のあり方や人事考課の手法など人事・労務管理について、共通のルールを構築した上で、当該ルールに基づき、複数の介護等事業者により、人材層（初任者層、中堅者層、リーダー層など）ごとの合同研修の実施、他の介護等事業者のリーダー層を講師に招いた初任者層向けの技術指導のための勉強会の開催といった取組による効果について分析・検証する。

エ 複数法人の連携・共同による人材育成

地域における複数の法人が連携・共同し、異なるサービスを提供している介護等事業者へ出向するといった人事交流を実施することにより、キャリア形成機会の確保を図りつつ、人材育成にもつながるような取組の効果について分析・検証する。

（5）本事業における国と都道府県等の役割

ア 国への事業成果の報告

都道府県等は、平成30年4月末日までに、事業の成果を取りまとめ、次の①から③までに掲げる内容を盛り込んだ報告書を作成の上、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課まで電子媒体（USBファイルを除く。）により提出すること。

- ① 介護等事業者にとって参考となる優良な経営・労務管理に係る事例
- ② ①の事例を介護等事業者が自らの経営・労務管理改善のために活用する際の導入プロセス、ボトルネック、導入効果（離職率の改善、職員満足度・顧客満足度の向上等）等
- ③ その他、本事業の実施により得られた介護等事業者の経営・労務管理の改善に参考となるもの（事業実施にあたって作成したマニュアル等）

イ 国・都道府県等による事業成果の公表

本事業の成果を多くの介護等事業者に対して横展開を図ることを通じて、介護等事業者の経営・労務管理の改善に資するため、国及び都道府県等は、事業成果が取りまとめ次第、当該成果物を公表する。

(6) 国庫補助基準額

1の実施主体当たり500万円とする。ただし、対象経費実支出額が500万円を下回る場合には、当該金額とする。(この場合であって、当該金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)